

平成29年6月15日

基金事務担当者 様

西日本電気工事企業年金基金

基金の基準給与改定（定時決定）等について

初夏の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は当基金の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日本年金機構（年金事務所）や健康保険組合の「定時決定（算定基礎届）」作成時期となっていますが、みなさまご承知のとおり当基金は昨年より企業年金基金制度へと変更しており、当基金の給付の額の算定の基礎となる基準給与改定（定時決定）の届出関係は、毎年10月1日現在の加入者にかかる厚生年金保険法による標準報酬月額（日本年金機構で決定された報酬）を、9月末に別途届出要領等ご案内、10月中旬にご提出いただくこととしております。

日本年金機構等への算定の届出にあたっては、日本年金機構や健康保険組合の作成要領等によりご作成・ご提出をしてください。

また、当企業年金基金では賞与の届出は不要ですが、日本年金機構（年金事務所）や健康保険組合では賞与の届出が必要となりますので、併せてそれぞれご対応ください。